

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金
補助の区分	扶助的補助・協調事業補助
補助の概要	言語の習得又はコミュニケーション能力の向上を促進し、もって福祉の増進を図るため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部を助成する
補助事業者	身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の難聴児。
補助対象経費	補聴器購入費
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>購入に要した額と国の基準額とを比較し少ない額の3分の2（予算額 59千円）</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p>
補助率等	<p>負担割合 県1/3・市1/3・本人1/3</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>
数値目標等	<p>B 数値化不可</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>対象者が身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児のため、対象者の把握ができず、補聴器購入費助成は、数値目標の設定は適切ではない。対象となる難聴児がある場合は支給する。</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	<p>令和9年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>県及び市のHPに掲載</p>
事業担当 (担当部署)	社会福祉課

手帳

(電話番号)

0259-63-5113